

愛媛県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ） (令和6年9月1日から令和7年3月31日まで)

1 背景及び目的

県では、イノシシの生息域が県内のほぼ全域に拡大し、中山間地域や島嶼部を中心に農林作物等への被害が深刻化しており、食害による直接的な被害はもとより、農業者等の生産意欲の減退にもつながっている。また、住宅街にも出没し、通行人が被害に遭うなど、大きな社会問題となっている。

そのため、イノシシの長期にわたる安定的な存続とイノシシによる被害の軽減を図ることを目的とした「第5次愛媛県イノシシ適正管理計画」を策定し、集中的かつ広域的な個体群管理の強化に取り組むこととしている。

県内のイノシシの生息数は増加傾向にあると考えられ、令和4年度の推定頭数は70,705頭であり、地域別では、特に南予地域での生息数が多い。また、令和6年7月に、愛媛県内で初めて野生イノシシへの豚熱感染が確認された。県では、ウイルスの散逸防止を図るために、感染確認区域を設定し、同区域における検査強化、捕獲時の消毒等の徹底、ジビエ利用の制限等の対応を実施しているところである。

こうしたことを踏まえ、イノシシによる被害の軽減及び豚熱感染拡大防止等を図るため、イノシシの生息域の縮小と生息数の減少に取り組む必要があり、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
今治市	令和6年9月1日～令和7年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和6年11月～令和7年3月（150日間程度）

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
今治市	今治市湯ノ浦付近	当該区域を含む今治市は、イノシシの生息密度が高く、瀬戸内海国立公園の区域が含まれ、公園利用者の安全の確保、豚熱感染防止等を図るため、捕獲等が必要である。	自然公園法



出典：愛媛県鳥獣保護区位置図（16万分の1地勢図）、

図1 実施予定区域

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
今治市湯ノ浦付近	イノシシ捕獲頭数 25頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

（1）捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
今治市	わな猟 ※止めさしに係る銃猟では、非鉛製銃弾の使用に努める。なお、やむを得ず鉛製銃弾を使用する場合、捕獲個体を鳥類等に摂取されないよう自然公園区域等から搬出するなど、生態系に影響を与えない適切な方法で処分する。	150日間程度実施。

②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で作業を進める。

なお、委託で実施する部分については仕様書等で定めるほか、安全かつ効率的な捕獲を進めるために調整が必要な内容については、受託者と調整の上決定する。

ア 認定鳥獣捕獲等事業者との委託契約締結

事業の実施にあたり、認定鳥獣捕獲等事業者の中から競争原理がはたらくよう入札等により指定管理鳥獣捕獲等事業の委託契約を締結する。

実施の方法や体制、適切な進行と管理、法令遵守、安全確保、捕獲個体の処理や事業の検証を踏まえた実績報告書の作成など、事業を実施する上で必要な事項等を定めた業務仕様書を作成する。

イ 事前調査の実施

事業の受託者は、捕獲等に関する法規制を理解し、当該地域に応じた安全かつ効率的な捕獲方法の検討、時間、場所の確認、安全確保や危険回避のための確認作業の設定を目的とした事前調査を実施する。具体的には、行政機関及び地域住民等への聞き取り調査、実施区域のイノシシの出没状況等の現地調査、捕獲区域に関する情報収集、法規制や土地所有者等の調査を実施する。

ウ 業務計画書の作成

捕獲業務の実施にあたって、受託者は、業務の実施方法、実施体制、法令遵守、安全管理の方策等を含めた委託契約業務計画を作成し、県は関係機関への説明手順、業務進行管理が適切か確認する。

業務計画書の検討項目は以下のとおりとする。

<項目> 業務の概要、業務の実施位置及び方法、使用する機材、申請及び協議計画、安全管理計画、緊急時の連絡体制、工程計画等

エ 関係機関との調整

受託者は業務計画書に基づき、事業実施区域の行政機関及び地元住民などに捕獲作業開始前に連絡し、事業の実施概要、実施位置、方法、必要な許可の手続き、緊急時の連絡体制等に関して情報を共有するものとする。

オ 捕獲作業の実施

受託者は、業務計画書に基づき捕獲作業を実施する。作業開始時及び終了時には打ち合わせを行い、作業内容、連絡体制、報告項目等を確認する。また、わな猟による捕獲作業は原則として2人以上で行う。捕獲個体は、業務仕様書に従い、搬出、確認・報告、処分を行う。また、定められた様式により従事や捕獲の内容を記録する。

カ 業務報告書の作成

受託者は、業務仕様書に基づき実施した捕獲作業について、自ら捕獲効率の分析等を行い、業務報告書を作成し発注者（県）に提出する。

キ 評価方法

事業の検証は、計画及びそれに対する捕獲実績の評価、効果的な捕獲の評価により行う。具体的には、捕獲頭数、捕獲位置情報、捕獲等の方法を取りまとめ、第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の目標に対する寄与の程度や本事業の効果及び継続可能性について検証し、次期実施計画の策定に反映させることとする。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

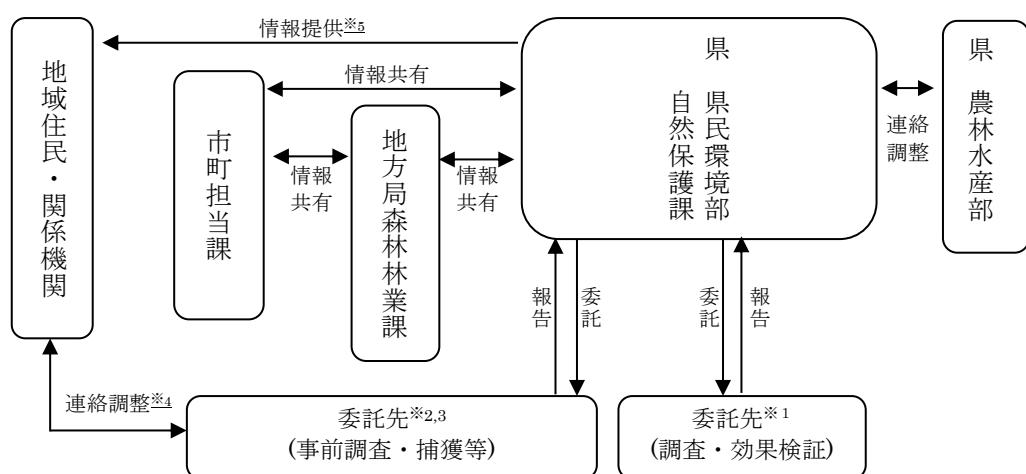
ア 実施主体

愛媛県

イ 事業の実施方法

委託（委託先＝認定鳥獣捕獲等事業者）による捕獲等、安全管理、捕獲個体の処理、業務報告書の作成等

ウ 実施体制図



※1：計画素案作成、実績整理、捕獲効果検証等を実施

※2：事前調査、許可申請・関係機関等調整、捕獲、データ入力等を実施
(認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者)

※3：錯誤捕獲があった場合は、速やかに適切な処理を行う

※4：作業日時や作業範囲について連絡調整する

※5：地域住民及び関係機関等へ、必要に応じ、事業実施の説明等、情報提供に努める
事業の実施概要等を連絡し、関係機関との調整を行う

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

受託者は、業務計画書に定める安全管理計画に従って捕獲事業を進めるために、業務における捕獲事業管理責任者が責務を全うする。捕獲従事者も意思疎通を密に行い、作業日当日の現場の状況について十分に情報を共有し、安全管理を徹底する。また、県は、地域住民に対して示す作業日時やその範囲に関する情報を捕獲従事者に指示または報告させ、必要に応じ、市町と共有する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

捕獲個体は、適正に処理する。捕獲個体の搬出、埋設の内容について、受託者と調整のうえ決定し、埋設にあたっては地元住民や自然公園の特別地域等であることに配慮して、適切に行う。利用者へ注意喚起の看板を提示するなどして、安全管理に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣保護管理法に加え、管理業務の遂行にあたって関連する自然公園法、自然環境保全法、森林法等の法令を遵守する。これらの法令に従い、事前の届出が必要な許可申請についても、その内容を熟知し確実に手続きを行う。

(2) 事業において配慮すべき事項

安全で効率的な捕獲等事業を推進するために、業務計画書に基づいた工程管理を行い、特に、地域住民や捕獲従事者の安全確保や危険回避を含めた安全管理を徹底する。また、順応的、効率的な管理を進めるためにも、従事や捕獲情報の記録は必ず行う。

事業実施区域において、有害鳥獣捕獲等の捕獲事業が実施されている場合、各事業の目的を達成するため、市町及び鳥獣被害対策実施隊並びに猟友会等の関係機関との協働の取り組みを進める必要がある。そのため、関係機関との情報共有を行う。

なお、豚熱拡大防止の観点から、環境省「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等を参考に、適切な防疫措置をとるものとする。

(3) 地域社会への配慮

イノシシの適切な管理による地域社会の発展のためにも、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し情報の周知や普及啓発に努める。